人事異動

法務省

新里　則雄
地方更生保護委員会委員（九州地方更生保護委員会委員）に任命する（五月十五日）
（富山地方検察庁検事正）検事　慶徳　榮喜
最高検察庁検事に配置換する
（最高検察庁検事）同　牧島　聡
富山地方検察庁検事正に配置換する
（福島地方検察庁検事正）同　中村　明
最高検察庁検事に配置換する
（鹿児島地方検察庁検事正）同　飯倉　立也
福島地方検察庁検事正に配置換する
（最高検察庁検事）同　糸山　隆
鹿児島地方検察庁検事正に配置換する
安藤　仁介　臼杵　知史　大森　邦子
奥脇　直也　紙子　達子　熊岡　路矢
栗林　忠男　桑江　勝巳　小林　明隆
小森　光夫　坂井　一郎　下方　元子
鈴木　芳夫　鳥居　淳子　永野貫太郎
東　壽太郎　廣部　和也　福岡　右武
寶金　敏明　星野　昌子　松永知恵子
丸山　俊二　村上　敬一　森川　俊孝
森脇　勝　柳瀬　房子　山田　浩三
難民審査参与員に任命する（各通）（以上五月十六日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　坂田　千絵
さいたま地方裁判所判事に補する
さいたま地方裁判所川越支部勤務を命ずる
兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する
さいたま家庭裁判所川越支部勤務を命ずる
川越簡易裁判所判事に補する（五月六日）
東京簡易裁判所判事　槙枝　聖子
花巻簡易裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事　小川　正照
湯沢簡易裁判所判事に補する
兼ねて横手簡易裁判所判事に補する
仙台簡易裁判所判事　菊地　努
宮古簡易裁判所判事に補する
同　田山　三夫
登米簡易裁判所判事に補する
同　中川　純一
八戸簡易裁判所判事に補する
登米簡易裁判所判事　漆原　秀憲
郡山簡易裁判所判事に補する
郡山簡易裁判所判事　江嵜　裕一
大船渡簡易裁判所判事に補する
酒田簡易裁判所判事兼鶴岡簡易裁判所判事　小野　光一
大曲簡易裁判所判事に補する
兼ねて角館簡易裁判所判事に補する
花巻簡易裁判所判事　坂本　昌弘
久慈簡易裁判所判事　櫻井　直貴
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
宮古簡易裁判所判事　木村　茂男
久慈簡易裁判所判事に補する
秋田簡易裁判所判事　渡辺　昭二
仙台簡易裁判所判事に補する
大曲簡易裁判所判事兼角館簡易裁判所判事　戸澤　憲輔
本荘簡易裁判所判事に補する
本荘簡易裁判所判事　小川　弘喜
秋田簡易裁判所判事に補する
秋田簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
湯沢簡易裁判所判事兼横手簡易裁判所判事　畠山　純一
酒田簡易裁判所判事に補する
兼ねて鶴岡簡易裁判所判事に補する
八戸簡易裁判所判事　佐久山良二
仙台簡易裁判所判事に補する（以上五月九日）
高松高等裁判所長官　富越　和厚
東京高等裁判所長官に補する
高等裁判所長官　佐々木茂美
高松高等裁判所長官に補する
東京高等裁判所判事　安井　久治
部の事務を総括する者の指名を解く
司法研修所教官に充てる
司法研修所長に補する
前橋地方裁判所判事　小川　正持
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京地方裁判所判事　三好　幹夫
前橋地方裁判所判事に補する
前橋地方裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　三好　幹夫
前橋簡易裁判所判事に補する
前橋簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
高等裁判所長官　吉戒　修一
大阪高等裁判所長官に補する
東京高等裁判所判事　岡田　雄一
東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所長を命ずる
高松地方裁判所判事　八木　正一
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪地方裁判所判事　小佐田　潔
高松地方裁判所判事に補する
高松地方裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　小佐田　潔
高松簡易裁判所判事に補する
高松簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　高瀬　順久
大阪地方裁判所判事に補する（以上五月十日）

○定年退官
高等裁判所長官大野市太郎は五月九日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、九州地方整備局及び同局遠賀川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成23年5月24日
九州地方整備局長　中嶋　章雅
1　河川の名称　遠賀川水系犬鳴川
2　河川管理施設の名称又は種類　右岸堤防
3　河川管理施設の位置　福岡県宮若市長井鶴字大苗代582番１地先から同県同市原田字惣蓮寺148番２地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　宮若市長　有吉　哲信
住所　福岡県宮若市宮田29番地１
5　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2)　路肩に接する法面で当該路肩から法長１メートルまで及び別図に示す範囲内にあるものについての維持
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　平成23年５月９日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成23年５月24日
九州地方整備局長　中嶋　章雅
1　河川の名称　五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川
2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防
3　河川管理施設の位置　宮崎県延岡市天下町84番１地先から同県同市同町568番１地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　延岡市長　首藤　正治
住所　宮崎県延岡市東本小路２番地１